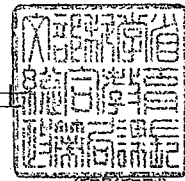


元教教国第106号  
令和元年12月5日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿  
各国公私立高等専門学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課長

北山 浩



(印影印刷)

令和2年度ドイツ連邦共和国政府による高等学校生徒等招へい  
事業の参加者募集について (依頼)

この度、ドイツ連邦共和国政府から高等学校生徒等招へい事業の参加者募集について依頼がありました。

については、別添の要項のとおり募集を行いますので、貴域内の高等学校等へ周知願います。

なお、応募者がある場合は、その者が在籍する学校の校長が、令和2年2月14日(金)12時までに各学校における応募者をとりまとめ、在日ドイツ連邦共和国大使館広報文化部宛に申請することとなっておりますので、教育委員会等において応募者を取りまとめる必要がないことを申し添えます。

【本事業に関する問い合わせ先】

〒106-0047 東京都港区南麻布 4-5-10

在日ドイツ連邦共和国大使館広報文化部

電話番号：03-5791-7700 (内線 7729)

F A X：03-5791-7773

【本文書に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課

国際理解教育係 飯名

電話番号：03-6734-3487 (直通)

F A X：03-6734-3711

## ドイツ連邦共和国政府による高等学校生徒等招へい事業 実施要項

### 1 招へい事業の目的及び事業内容

ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）外務省は、外国の高等学校におけるドイツ語教育の振興に資するため、ドイツ語の優秀な外国の高等学校生徒等をドイツに招へいする次の事業を実施する。

#### ○定期国際招へい事業

他国の生徒等とともに、4週間にわたり、ドイツの複数の都市において各種視察や文化プログラムへの参加及びホームステイを行うプログラム。参加者は現地でドイツ語コースに参加し、ドイツの学校での授業に出席する。

### 2 募集人員

調整中（2019年度実績2名）

### 3 派遣期間（予定）

2020年8月上旬～9月上旬の4週間（滞在日程の詳細は未定）

### 4 応募資格

(1) 応募時点で国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の第1、又は第2学年に在籍していること。

（派遣期間中も高等学校等に在籍していること）

(2) 日本国籍を有する者（ドイツ国籍又はドイツ語を母国語とする生徒等の参加は不可）。

(3) 2020年4月1日現在15才以上17才以下であること。

(4) 最低2年間ドイツ語の授業(※)を受けており、ドイツ語の成績が殊に優秀であること。また、他の教科の成績も優秀であり、かつ、高い教養を身に付けていること。

※ 日本の高等学校等における授業のほか、日本にあるドイツ語の語学学校の授業も含む。

(5) 公式な生徒等交流事業によるドイツ連邦共和国滞在が、過去にも2020年にもないこと。

(6) ドイツ及びドイツ語圏で比較的長期に滞在していないこと。また、就学もしていないこと。

(7) 心身ともに健康であり、滞在先での生活及び学習に適応できること。

### 5 応募方法等

(1) 応募者数

各高等学校等3名以内とする。

(2) 応募書類の提出

応募校は、在日ドイツ連邦共和国大使館の(sprach-14@toky.diplo.de)宛てに直接メールで連絡願いたい。正式な応募書類はメールで学校宛に送られる。

高等学校等の各学校長（以下「高等学校長等」という。）は、各学校における応募者を取りまとめ、下記の応募書類を添付して、2020年2月14日（金）12:00までに、在日

ドイツ大使館宛てにメールすること。

その際、パスワードをかけるとメールがセキュリティーの関係で自動削除される危険性があるため、パスワードをかけないこと。

※ メールに学校の連絡先（住所、電話、FAX番号）及び担当者名を明記すること。

#### ○応募書類

在日ドイツ大使館まで御連絡いただいた高等学校等へは、別途以下①から⑤の応募書類書式が送付されるので、全て電子媒体にてメールにより提出すること。また、応募書類は手書きではなく、パソコン等により入力し作成すること。なお、全ファイルを一括してスキャンし一つのデータとするのではなく、候補者ごと、書類ごとにファイルを作成して提出すること。

- ① 願書（別紙1の和文様式及び別紙2の独文様式）  
（上半身正面、脱帽、6か月以内に撮影の写真（5cm×5cm）を貼付）
- ② 高等学校長等の推薦書（和文）及び（英文又は独文のいずれか）
- ③ 学業成績証明書（和文）及び英文ないし独文  
（学校の授業でドイツ語の授業を受けていない場合は、語学学校等での受講を証明できる書類及び成績証明書を添付すること）
- ④ 健康診断書（別紙3を使用し英文で作成）
- ⑤ 両親の承諾書（別紙4を使用し英文で作成）  
（破傷風の予防接種を受けている接種証明書（医師の認証のあるもの）をドイツ渡航時に持参すること。また、接種証明書にはドイツ語訳を添付すること。ただし、接種証明書が英文又は仏文の場合、ドイツ語訳の添付は不要。）

※ 接種証明書が手元に無い場合は、過去に予防接種を受けた医療機関や予防接種を担当する行政機関から発行してもらうか、新たに医療機関等で予防接種を受け、接種証明書を発行してもらうこと。

#### ○提出先

在日ドイツ連邦共和国大使館広報文化部  
sprach-14@toky.diplo.de

#### (3) 各学校の連絡先等の登録

在日ドイツ大使館から、応募のあった各学校への連絡は電子メールで行われるため、各学校の連絡先等を応募者が確定後すみやかに登録すること。

- ・メールの送信は登録する連絡用メールアドレスから行うこと。
- ・エクセルで、以下に指定する書式を作成し、英語又はローマ字で表記した「学校名、学校の住所及び応募者名等」を記入の上、当該エクセルファイルを上記メールに添付すること。
- ・当該ファイル名は、英語又はローマ字で表記した「学校名」とすること。

○エクセルの書式

List of Candidates per School			
	Name , Address and Email Address of School	Name of Candidate	Sex of Candidate
(空欄)	(学校名、学校住所、メールアドレスの順に記入すること。この枠内に合わせて数行にわたって記入すること。)	(応募者氏名—ファーストネーム、ラストネームの順で記載すること)	(応募者の性別)

- i. フォントは **Arial** とする。
- ii. 文字サイズは「List of ~」欄は 12 ポイント、その他の欄は 10 ポイントとする。
- iii. 列幅は左列から順に、5.88、41.13、31.38、7.63 と設定すること。

○送信先

在日ドイツ大使館メールアドレス : sprach-14@toky.diplo.de

6 国内選考

- (1) 文部科学省及び在日ドイツ大使館は、下記により個人面接による人物審査及びドイツ語能力試験（主として会話）を行う。  
 日 時：2020年3月中旬（予定）  
 場 所：東京ドイツ文化センター（東京都港区赤坂7-5-56）（予定）  
 注）試験の詳細は、追って在日ドイツ大使館から、応募のあった各学校に電子メールのみで通知するので、応募者に必ず連絡すること。
- (2) 国内選考の結果については文部科学省から高等学校長等に通知する。
- (3) 国内選考合格者は候補者として、在日ドイツ大使館を通じドイツ政府に推薦される。最終結果はドイツ政府から直接本人に通知される。
- (4) 国内選考後の本事業に関する問合せは、在日ドイツ大使館へ行うこと。

7 経費

- (1) ドイツ政府負担経費
  - ①ドイツへの往復の航空運賃
  - ②各滞在地における宿泊費及び食費
- (2) 参加者自己負担経費
  - ①日本国内の移動に要する経費
  - ②日本国内選考試験の受験に要する経費
  - ③その他（旅券申請費用、海外旅行保険等）

8 その他

- (1) 渡航にあたっては、事前に海外旅行保険に加入しておくこと。（費用は自己負担）
- (2) 参加者は、各自において事前に留学等に関する情報収集に努めること。  
 なお、情報収集の手段としては、公的な留学情報機関である独立行政法人日本学生支援機構や、世界各国の治安情勢や海外でのトラブル防止対策等の情報提供を行っている外務省領事サービスセンターのホームページがあるので、それらも活用すること。  
 また、外務省が提供している外務省海外旅行登録「たびレジ」についても、積極的に活用

すること。

○海外留学情報ページ ([http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea\\_info/](http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/))

独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

〒135-8630 東京都江東区青梅2-2-1

TEL 03-5520-6111

○海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

(トップページ『地図からの検索』→『欧州(中・東部)』→『15. ドイツ』)

外務省領事局領事サービスセンター (海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL 03-3580-3311 (内線: 2902、2903)

○たびレジホームページ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

9 本事業に関する照会先 (応募書類提出先に同じ)

在日ドイツ連邦共和国大使館広報文化部

〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10

TEL 03-5791-7700 (内線: 7729)

FAX 03-5791-7773